



介護サービス事業所  
の皆さまへ

令和8年4月 豊島区福祉部介護保険課

## 豊島区介護サービス事業所経営安定臨時支援金支給事業をご利用ください！ (事業実施のご案内)

### 事業内容

昨今の様々な状況により、介護サービス事業所における経営状況は大変厳しいものと推察いたします。

このような状況の中で、区では「介護サービス事業所経営安定臨時支援金」(以下「支援金」という)を支給することといたしました。事業所の経営が安定化できるよう、人材確保及び訪問介護報酬減額の影響を緩和する支援を行うものです。

申請期間

5月11日(月)～6月12日(金)

種別	対象	金額
①人材確保支援金	通所・入所・訪問系事業所	1事業所あたり <b>15万円</b>
②訪問介護支援金	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	1事業所あたり <b>53万円</b>

※①、②は併給可能です。

### 対象事業所

支援金は、下記の豊島区内に所在する介護サービス事業所で、次の(ア)(イ)(ウ)に当てはまる事業所を対象に交付します。

#### ①人材確保支援金 対象事業所

通所系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
居宅系 訪問系	居宅介護支援、福祉用具貸与 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

## ②訪問介護支援金 対象事業所

訪問系	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
-----	---------------------------------

- (ア)令和7年12月1日時点で指定を受けていること。
- (イ)申請時点で事業を継続していること。
- (ウ)介護保険法第71条で定める病院等におけるみなし指定によるサービス提供を行っている事業所ではないこと。

## 類似の区補助金との併給可否について

- ・豊島区介護保険課が交付する「介護サービス事業所物価高騰対策支援金」との併給は**可能**です。
- ・豊島区産業振興課が交付する「としま賃上げ促進支援金」との併給は**できません**。
- ・豊島区障害福祉課が交付する「障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金」との併給は**条件付き(※)で可能**です。

(※) 障害福祉サービスの指定を受けているサービス分は障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金を申請、介護保険サービスの指定を受けているサービス分は本支援金の申請を行うことで可(同一サービスで2つの支援金の交付を受けることは不可)

## 申請方法

LoGoフォームにアクセスし、必要事項の入力を行い、振込金融機関の通帳の写し(振込先を確認できるもの)を添付の上、送信してください。

URL:<https://logoform.jp/form/gXWR/1563448>

- ・複数の介護サービス事業所がある場合、事業所ごとに申請してください。
- ・支援金の申請者は、法人の代表者となります。



## 今後のスケジュール

- 5月11日(月) 支援金申請受付開始
- 6月12日(金) 支援金申請締切
- 7月中旬 支援金支給(口座振込)

## 問い合わせ先

介護保険課 管理グループ

電話:03-3981-1942(直通) FAX:03-3981-6208

本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。